

平成27年2月3日（火）

於・特許庁9階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会  
第10回商標審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会 .....	1
2. 商標審査基準の改訂について.....	1
3. 閉 会 .....	15

## 1. 開 会

○青木商標課長 ただ今から、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第10回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。委員の皆様におかれましては、本日も御多忙の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、以後の議事進行は小塚座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小塚座長 皆様、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日の議事ですが、お手元に議事次第がありまして、議題が1つだけ、「商標審査基準の改訂について」ということです。それでは、早速、事務局から配布資料を確認していただきます。

○青木商標課長 配布資料の御確認をさせていただきます。本日の配布資料は、座席表、議事次第及び配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1『商標審査基準』改訂案、参考資料1『商標審査基準』改訂案（平成26年特許法等の一部改正対応）に対する主な御意見の概要及び御意見に対する考え方」、以上の2点でございます。不足等はございませんでしょうか。

○小塚座長 ありがとうございます。

## 2. 商標審査基準の改訂について

○小塚座長 パブリックコメントが実施されまして、非常に詳細にいろいろな方に御意見をいただいたようです。ありがたいことと思っております。それでは審査基準改訂案とパブリックコメントに対する考え方について、事務局のほうから御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○木村商標審査基準室長

資料1でございますが、これは従来、審査基準たたき台案という形で今まで議論いただいたものですが、これを12月25日にパブリックコメントに付しまして、1月23日に意見の締切りをして、参考資料1ということで意見を取りまとめております。この参考資料1のパブリックコメントに対する意見ですが、今回は全部で団体が9つ、個人が4名、合わせて13の団体・個人ということで、項目から言うと参考資料1では39になってはいますが、実際には100を超える数をいただいております。それを事務局にて類型化し、審査基準と

して取り入れるべき事項を仕分しております。また、今までのワーキンググループにおける考え方との整合性を整理して、パブリックコメントに対する考え方として公表するということを考えております。参考資料1の記載事項は、資料1に書いております改訂案に取り込んだ内容を主に記載しております。

資料1に戻りますが、資料1は基本的には今申し上げたパブリックコメント案をベースにしまして、途中で赤の部分を書いてありますが、これはパブリックコメントに寄せられた御意見を踏まえて修正した事項ということになります。具体的に資料1から御説明申し上げます。これは参考資料1と対比しながら御覧になっていただければよろしいかと思えます。

まず資料1の2ページ目、5. は商標法第3条第1項全体というところになります。5. は「色彩のみからなる商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。」ということで、(2)として「色彩を付する位置を特定したものについては」として、その後の記載を赤字で追加しております。「色彩のみからなる商標を構成するものは、色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するものとする。」ということで、色彩のみからなる商標の特徴であるその色彩、保護するものは色彩ということで、それを明示したということになります。

それから10ページ、これは参考資料1の項番の3に対応しております。10ページは動き商標の商標法第3条第1項柱書の部分でございますが、動き商標の場合には、例1のように1つの図面であらわす場合と、例2のように異なる複数の図面によってあらわす場合と、この2つの例を書いております。例1がこの鳥が左下から右上に変化していくものなのですが、これが羽ばたいているのかいないのかということが、例2との関係でよくわからないという御指摘がございました。これは羽ばたいていない例ですが、それを明確化する意味で例1のタイトルに括弧書きで、「標章が変化せず移動する例」と追記しております。他方、11ページですが、(例2)異なる複数の図によって記載されている例ということで、これは羽ばたいている例ですので、商標の詳細な説明に、「鳥が、図1から図5にかけて翼を羽ばたかせながら、徐々に」という文言を正確性の観点から追加しています。

18ページは音の商標の特定方法なのですが、これまで議論していただいたとおり、五線譜で書いていただき、五線譜で書けない場合には文章、つまり文字で書いていただくのが基本になっております。なお、例えば、打楽器の場合、一線譜であらわすようなものも当然ございます。これについては省令案でも、必要がある場合には、五線譜に加えて一線

譜を用いることできるという記載になってございますので、18 ページの（注）のところ、以前の基準案ですと、フルスコアの場合には一線譜を用いて記載することができるということだったのですが、特にフルスコアに限る必要はないという御指摘がございまして、「必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載する」という省令案にあわせた書き方に改めております。

少し戻りますが17 ページ、ソノグラムの例についてでございます。ソノグラムは参考資料の項番8のところに、ソノグラムによる音の商標の記載を認めるべきという御指摘があります。このソノグラムは、そもそも省令案の記載にはないのですが、考え方としては、ソノグラムは、これを見て物件、つまり音声ファイルとの一致性を見るのは非常に難しいこともございまして、今回は認めないということにしております。なお、一線譜にて打楽器だけで記載する場合に、五線譜と必ず併用しないとイケないのかという御指摘もございまして、この点については、我々も今内部で検討してございまして、例えば五線譜の中に一線譜のリズム、例えば第三線などにリズムを書いて、その内容を商標の詳細な説明に書いていただくなど、具体的な運用について別途検討しております。いずれにしても、打楽器の場合にも問題なく記載できるように、その方法をこちらでも検討しております。

それから21 ページを御覧ください。これは位置商標の例でございます。これは位置商標と色彩のみからなる商標の位置を特定したものと関係で御質問なり御指摘をいただいている部分ですが、以前は15 ページに書いてありますように、商品における位置を特定する色彩のみからなる商標の場合ということで、刃物の柄の部分に赤い色彩が付されているものと、21 ページの位置商標の場合ということで、同じような赤い色彩が付されている例が記載されていたということで、その違いが明確にわからないという御指摘をいただいております。これは全国で開催しております説明会の中でもそういう御指摘をいただいておりますため、21 ページの位置商標の例を変更してございます。この例は、包丁の柄の中央部分の周縁に図形を付するというものです。これは欧州で登録されているような、典型的な色のラインが特定の商品に付されるようなものをイメージして記載しております。

同様に22 ページも、ゴルフバッグの例ですが、ベルトの赤という例は修正しまして、ベルトではなくて、バッグのあるサイド面に青い図形が付される。そういったものを記載しております。基本的に色彩商標の位置を特定したものと位置商標とは、どう違うのかというのは今までのワーキンググループでも議論してまいりましたが、書き方の問題とか、あとは実際に出願人の方がどういうところで権利を取りたいのか、色彩で取りたいのか、あ

るいは標章は特定の位置に付することによって識別力を発揮しているようなものを念頭に置いているのか、そこは出願人のいろいろな事情はあるかと思いますが、そういったところを判断して、どちらかを選んでいただくことになるかと思いますが。

25 ページ、書き方の問題で御指摘いただいております、25 ページの 1. (2) の色彩のみからなる商標について、「赤色及び白色の組合せ」と修正し、あるいは「夜鳴きそばのチャルメラの音」については「屋台における」という文言を追加しております。

それから 29 ページ、これは音の商標の特徴に当たる部分ですが、(1) で商品が通常発する音ということで、スプレー式殺虫剤について、『シューッ』というスプレー音』という例を記載していたのですが、これが (ロ) でいう「商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な音」かどうかというところで若干疑義が提起されておりましたので、削除しております。

それから 36 ページ、これは音商標ですが、商品の機能を確保するために又は役務の提供に当たり、通常使用されずまた不可欠ではないが、商品又は役務の魅力を上向きさせるにすぎない音ということで、「子供靴」については、「歩くたびに『キュッキュッ』』というものがあつたのですが、これは『ピヨピヨ』』という音』に変えております。これは、『キュッキュッ』』というのは必ずしも魅力を向上させるとは限らないという御指摘がありましたので、『ピヨピヨ』』という音』に変えております。また、「(ホ) 役務の提供の用に供する物が発する音』というものを 1 つ追加させていただいております、「車両による輸送』について、「車両の発するエンジン音』、あるいは「コーヒーの提供』について、「コーヒー豆をひく音』、こういったものを例示で入れております。

それから 40 ページ、商標法第 3 条第 2 項の適用関係でございます。これは参考資料 1 の項番 17 にも御指摘いただいております。音商標の出願商標と使用商標の同一性についてということで、書きぶりをもう少し整理したらどうかという御指摘をいただいております。7. の「(1) 同一性が認められる例」とあり、その具体的な内容について①、②でそれぞれ何を判断するのかということで、①として「音商標を構成する音の要素が同一か否か。」と記載しております。ここで「音の要素とは」ということで定義づけをしております、「音の要素とは、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等）及び自然音等をいう。」という記載に修正しております。次に、41 ページの②は「音商標を構成する言語的要素（歌詞等）が同一か否か。」、そうした観点から判断していくこととなります。

その下の (2) の同一性が認められない例ということで、③のところですが、これは以前、

埋没して云々という「埋没」という表現を使っていたのですが、わかりにくいということで、「独立して自他商品・役務の識別標識として認識されない場合。」という記載に修正しております。

商標法第3条は以上です。

次に51ページです。商標法第4条第1項第7号（公序良俗違反）ですが、これは1.の2番目の例ですが、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を例示として、入れております。当初、「役務『医療』について」ということで、役務との関係で記載していたのですが、役務との関係も特に必要ないのではないかという御指摘がありました。確かにここでいう医療以外の役務についても、商品であれば商品の広告において使うなどいろいろな場面が想定されますので、ここは特に役務にこだわらず、例示として、音商標が、救急車のサイレンを認識させるような場合には、商標法第4条第1項第7号を適用するという記載に修正しております。

それから63ページ、これは参考資料1の項番23にもなります。これはMOUNTAINの例ですが、この「MOUN」と「TAIN」というのが不可分的に結合しているかどうかという書き方だったのですが、少しわかりにくいということで、63ページの(4)として、「もともとは一つの単語や熟語等であることが明らかな場合には」ということで、この場合にはMOUNTAINというの是一個の単語として明らかですので、そういった場合には一個のものとして、左側の「MOUN」という文字商標とは類似しないということを明確化しております。

それから64ページですが、(5)の不可分的に結合云々というところも理由づけになっておりまして、特にここで理由を書く必要はないのではないかという御指摘がありましたので、その部分は削除しております。

それから、「16. 色彩のみからなる商標の類否について」で、これも書き方ですが、(1)として色彩のみからなる商標は、色相、彩度、明度を総合して、商標全体として考察しなければならないという原則を書き、(2)として色彩を組み合わせる商標は、(1)に加え、色彩の組合せにより構成される全体の外観を総合して、商標全体として考察しなければならないという記載に修正しております。

次に、65ページの中程の「(注)」ですが、左側が図形商標になっており、色彩のみからなる商標の類否のところ、いきなり本願が図形商標である例が来ているという御指摘がございました。ここの記載はあくまでも色彩のみからなる商標についてのものですので、この記載は注書きに落とさせていただいて、「なお、『図形と色彩の結合商標』を本願とし

た場合の『色彩を組み合わせる登録商標』との類否については、色彩の配置や割合等が同一又は類似であれば、原則として、類似するものとする。」という記載に修正しております。

その下の「17. 音商標の類否」ですが、(1)の2行目、「なお、音の要素とは、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等）及び自然音等をいう。」という形で定義づけをしつつ、それ以下の記載を並べ替えまして、66ページの(4)で「音楽的要素のみからなる音商標間の類否について」、次が(5)として「言語的要素を含む音商標間の類否について」ということで、それぞれタイトルに分けて、何を対象としていくのか、判断要素としていくのかというところを明確に記載したということになります。

位置商標については、これも記載の方法ですが、一部、指定商品第28類とか、68ページですが、そういう記載を追加しております。

76ページ、これは商標法第4条第1項第18号で、今回の政令で、立体的形状、音、色彩が対象になることになったわけですが、76ページの2.(1)立体商標について、これは(イ)の類型と(ロ)の類型があるのを示しているものですが、以前の記載は、「商品等から自然発生する立体形状」云々という形になっていたのですが、この表示がわかりにくいという御指摘がありまして、(イ)の形にしまして、出願された商標が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。」という記載にしております。

77ページですが、これは機能を確保するために不可欠なものかどうかを判断するにあたっての基準です。(イ)と(ロ)に分かれていまして、代替的なものが存在するかどうかという例ですが、ここも書きぶりを修正し、「①商品等の構造又は機構上不可避に生ずる音であるか否か。」「②人工的に付加された音であるか否か。」、こういった点を考慮して判断していきますという記載としております。ここは以前、存在することが多いとか、いわゆる音の傾向や特徴をあらわすような記載でしたが、審査基準にそぐわないということで、こうした記載に修正しております。

それから85ページ以下ですが、商標法第5条関係、商標登録を受けようとする商標と商標の詳細な説明の一致の関係ですが、ここも先ほど商標法第3条第1項柱書のところで記載しているものと平仄を合わせて記載を修正しております。

それから、91ページの音商標についてです。商標の詳細な説明の記載の箇所ですが、「物件及び商標の詳細な説明（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要な場合に限る。）」、これは省令の書き方ですが、これにあわせた記載に修正しております。



92 ページ、93 ページは、商標法第 3 条第 1 項柱書と同じような記載にしております。

94 ページの国際商標登録出願、つまりマドリッドプロトコルの関係ですが、(1) は「『Indication relating to the nature or kind of marks』の記載がある場合は」と書いてありますが、ここは記載がある場合、ない場合、いろいろあると思うのですが、記載があった場合であっても、書き方によってはいろいろな判断ができる場合もございますので、(3)に「上記 (1) 及び (2) の記載内容によっても判断ができない場合には」という記載に修正しております。例として商標登録を受けようとする商標が五線譜の場合で「Indication relating to the nature or kind of marks」の記載がなく、「Description of the mark」に「moving」、「hologram」、「position of the mark」又は「position mark」等の記載がないときは、図形商標として取り扱うという内容の記載に修正しております。いずれも、今までの考え方を変えているわけではなく、記載ぶりを変えております。

それから 102 ページの地域団体商標の周知性の立証についてですが、8. で御指摘があったのは、「販売期間」といったものも考慮要素としていいのではないかという点でございます。これは参考資料 1 の項番 38 になります。確かに販売期間も非常に重要ですが、販売期間というのはどちらかというとも商品の販売につながりますので、役務も地域団体商標にはございますので、これを包括的に表現した言葉として、「使用期間」という形に置きかえさせていただいております。これは商標法第 3 条第 2 項でも同じような言葉になっていますので、最終的には「営業に関する事実」として、「使用期間」という記載を追加させていただいております。

114 ページは補正についてですが、今回追加で入れております。「(2) 願書に記載した商標の補正について」ということで、基本的には音楽の場合には五線譜で書きあらわされてくるのですが、原則としては、これを変更してはいけないということになります。例外として、音商標において、願書に記載した商標中に、例えば楽曲名とか作曲者名といった音商標を構成する言語的要素及び音の要素以外の記載がなされている場合は、これを削除する補正は、要旨の変更ではないものとするということとしました。これは特に欧州の例ではあるかもしれませんが、楽譜の上に楽曲名などを書いてあった場合には、それは音商標の構成要素ではありませんので、その部分を削除してくるという補正は認めますという記載を追加しております。実際そういう要望がありましたので、それに対応した形となります。

これ以外にもいろいろ御指摘をいただいている部分があります。例えば地域団体商標に

については、片仮名と平仮名の商標の同一性を認めるべきではないかというものです。これは、少し戻りまして 100 ページになりますが、今回の基準では、同一とは認めないという形で、平仮名と片仮名、平仮名と漢字、片仮名と漢字としております。

また、商標法第 4 条第 1 項第 18 号において、自然発生的なものと同機能上不可欠なものという 2 つの類型で記載しているのですが、ここに美的な機能性、要するにアメリカでの裁判例で認められているようなものを入れたらどうかという御指摘もありました。

まず、片仮名と平仮名の商標の同一性については、今まで議論してきた中で、ブランド管理という意味では、平仮名、片仮名というのは必ずしも同一だと言い切れないところもございますので、この部分の考え方は今回変更しておりません。

商標法第 4 条第 1 項第 18 号についても、これもアメリカでの裁判例では認められているにしても、この基準ワーキンググループでは、確かにその部分について議論したのですが、そこまでの結論は得られていなかったということもございますので、その部分については現行のまま、基準案のままという形にしております。

主なところは以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただいたこの「商標審査基準」改訂案につきまして、どうぞ御自由に御意見をお願いいたします。どの点からでも、どなたからでも結構です。

○池田委員 全く本質的なところではないのですが、36 ページの 5 行目で「焼肉のたれ」のところなのですが、この行の最後から次の行にわたって「効音」になっています。これは恐らく「効果音」と書こうとしていると思うのです。ほかの所ももしかすると誤字脱字があるかもしれないので、最終版をつくる前にいま一度御確認いただければと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。それは事務局の方で、その他の点も含めて確認してください。しかし、お気づきの点は出していただくと助かります。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。特に順序を問いませんので、後ろの方からでも前の方からでも結構です。

○小川委員 省令との関係で確認したいのですが、音の商標を出願するときに、「2 以上の商標記載欄を設けることができる」と書いてあるのですが、これはどのようなケースを想定しているか教えていただければと思います。様式のところに、「特に必要があるときは、2 以上の商標記載欄を設けることができる」となっていますね。

○木村商標審査基準室長 典型的に予想されるのは、例えばオーケストラなど長い楽譜で1ページ、2ページ、3ページというふうにスコア、長い楽譜の場合などを想定していません。

○小川委員 それ以外はないですね。それが想定しにくかったものですから。

○木村商標審査基準室長 はい。

○小川委員 その場合には商標記載欄に番号をつけるのですね。そうですか。それはわかりました。

それから、省令について基準との関係で少し考えておかないといけないかなと思ったのは、色彩のみからなる商標の場合です。省令を見ると、「なるべく商標登録を受けようとする色彩が全体にわたり表示された図又は写真によって記載する」となっているのですが、「なるべく」という意味はどういう意味でしょうか。いわゆる商標記載欄の周辺に白く記載欄の地色を残してもいいということを言っているのかどうかという確認です。

○木村商標審査基準室長 もちろん国内では、全体にわたって書いていただきたいと思っているのですが、例えばヨーロッパの登録例等を見ていると、この枠の中に一部、例えば黄色だったら黄色で地色といいますか、その一部分は白色になっていて、必ずしも全体を覆うような形になっていない部分もございますので、そういったものが出願された場合には当然それを色彩商標として認めていくという意味で、なるべく記載するという、そういう書き方になっています。ですが、我々国内の運用としては、基本的には記載欄のところに全体として書いていただくということを想定しております。

○小川委員 周りに地色があっても、ことさら拒絶理由をかけたり補正命令をかけたりはしないということですか。

○木村商標審査基準室長 そうです。

○小川委員 わかりました。

それから、色彩のみからなる商標や位置商標のときに、商標登録を受けようとする部分については色彩等を具体的に描くのですが、それ以外の部分については破線で書くのですね。省令には、「破線で描く」等と書いてあるのですが、破線以外は何を認めますか。何を想定されているのか。例えば細線で書くとか、あるいは一点鎖線とか。基準に入っていませんので。

○木村商標審査基準室長 基本は破線で書いていただきたいのですが、省令上は「等」になっていますので、それが特定できるような形で書かれていればいいということになると

思います。

○小川委員 ある程度許容範囲があるということですね。わかりました。

○小塚座長 具体例として細線等がいいかどうか、また別の問題だと思います。

ほかの先生方で御発言をお待ちの方はいらっしゃいますか。

○外川委員 だんだん審査基準から離れるかもしれませんが、音商標で物件を出したときに、これは最終的には最初の出願公開のときから聞ける状態になるのですか。つまり調査するときに実際の音も聞こえる状態になるかどうか。それから、聞ける状態になる場合にどういう手段で聞けるのかということ。公報でクリックすればいいという話なのか。

○小塚座長 もしも現状で固まっていれば何か。

○木村商標審査基準室長 音の商標については基本的に公報でも聞けるというふうに整理しています。もちろんIPDLでも聞ける形になると思います。ただ、公報でクリックすればいいのかどうか、そこは確認いたします。

○外川委員 それは公開時点でも公開公報で出てくるということですか。

○木村商標審査基準室長 はい。

○外川委員 ありがとうございます。

○小塚座長 この基準そのものについては、御意見のある先生方はないということですか。もちろんそれ以外の発言を封じる趣旨ではありませんが、一応基準について御発言になる先生がいらっしゃいましたら優先します。

○小川委員 91 ページに音の商標の基準が入っているのですが、もう一点確認だけです。音の商標の場合に、願書に記載した商標と商標の詳細な説明と物件の間に矛盾がなければ、これは特定されるという扱いだというふうに思います。特定されれば、これは補正は必要ないのですね。

○木村商標審査基準室長 そうですね。

○小川委員 そういうことですね。例えば願書の記載には演奏楽器が書いてなくても、物件に入っていればそれはそれで特定なので、何の補正も必要ないですね。合わせる必要はない。でも、合わせてもいいのですね。それは115 ページに補正の規定があるのですが、そこには特定されている場合と特定されていない場合の補正の仕方が書いてあるので、特定されている場合の補正については、補正したければしてもいいというふうに読んでいいのでしょうか。

○木村商標審査基準室長 この114 ページは、あくまでも特定されていない場合における

補正であります。

○小川委員 115 ページには特定されている場合についての記述もあります。特定されているときは、それはそれで何の不備もないはずなのだけれども、出願人が補正したければしてもいいと。そのときはこの基準に従えという理解でよろしいでしょうか。

○小塚座長 願書に記載された商標には、その楽器が特定されていない。提出された物件は特定の楽器で演奏されている。これでOKのはずだけれども、後から気がついて、願書の記載にもその楽器名を書き方ということなのかと。それはしてもしなくてもよい補正だということですか、という御質問ですね。何か現段階で御回答はありますか。現段階ではまだお考えとしては固まっていないでしょうか。

○小塚座長 少なくとも 114 ページ、115 ページの記述は、そういうことを前提とした記述ではないということですね。そうではなくてもっと一般的に、もともと特定されていたけれども、それを補正したいということを書いてきたという話で。

○木村商標審査基準室長 小川委員御指摘のとおり概念的といいますか、そういう補正というのは当然あり得ると思うのですが、基準でどういう形でそれを落とし込んでいくのかというのはなかなか難しいところもございますので、ここではその部分については記載しておりませんが、小川委員の御指摘のとおりそういう補正をしたいということであれば、それも多分あり得るのだと思います。

○小塚座長 今の御回答でよろしいですか。そのこと自体について、現在の基準案では書いてあるわけではない。ただ、恐らくそうなるであろうという御回答ですね。115 ページはもうちょっと一般的な記述というか、115 ページの（イ）より上の部分については音商標に限った記述でもないですからね。あくまで一般論ですから。

とりあえずよろしければ先に進みますが、よろしいでしょうか。

それでは、その他の点いかがでしょう。

○林委員 この商標審査基準ワーキングの守備範囲は商標審査基準になると思うのですが、しかしその上に省令があるという中で、では省令についてはどこで議論されているのだろうかという疑問がありました。今回はもう済んだことではありますが、この審査基準を検討している中で常にその疑問が心の中にあり、またパブコメに際しても、検討したメンバーからはそういったあり方については疑問がありました。法改正については小委員会で議論され、我々は小委員会の報告書に基づいて審査基準の議論をしていましたが、その中間の省令について、議論の場の位置づけを考えるべきではないかという感想を持っております。

それからもう一点、審査基準自体の文法というか作法についてですが、立体商標を入れた時点での審査基準の書きぶりにあわせ、今回も非常に御苦労されてここまで至ったということで、皆様の御尽力に敬意を表したいと思いますが、さはさりながら、文章としてわかりにくいということは認めざるを得ないところかと思えます。今後審査基準の文章自体、構成自体を考えていく余地があるのではないかと思います。また、実務的には新しい商標のタイプごとに見やすい審査基準も出願に当たっては、あったほうがよいのではないかと考えております。

以上です。

○小塚座長 今の点、商標課長から何か御発言がありますか。

○青木商標課長 この商標審査基準ワーキンググループの開催当初から、検討の順序としては、法律、政令、省令とあって基準であろうという筋論の御指摘が何度もありまして、それは我々としても十分認識しておりながら、実際のスケジューリングの関係で省令についての審査がなかなかできないという状況で、皆様には大変御無理を言って、ある程度省令をお互い頭の中で描きながら基準の御議論をいただいたということで、林委員御指摘のとおり、今回、皆様に大変御無理をお願いしてしまったと考えております。審査基準の検討は、新年度もまた総合的な見直しということでお願いする予定でございますが、それは所与の今の商標法、あるいは今回改正した商標法をもとに、また、それに基づいた政令、省令も整備されておりますので、そのもとで審査基準についてしっかりまた御議論いただくこととなります。また、未来の話ですが、今後新たな商標法改正というものがあつた暁には、そこは筋からなるべく御議論いただけるようにやっていきたいと考えてございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほか何か御意見、御発言等がありますか。

○加藤委員 地域団体商標の周知性の要件追加についてのところなのですが、100 ページの2行目、「一方、次の(3)の場合、外観において著しく相違することから、同一とは認めない。」ということで、「平仮名と片仮名」というふうに①できっぱり言い切られております。私ども日本弁理士会としては、地域団体商標における普通名称の部分の片仮名、平仮名の相違というものについては、これまで例示として、「例えば」ということで、これらは同一とは認めないという考え方が示されていたところ、今回のこの審査基準ですと、もうとにかく駄目だと。「原則として」ということでもなく、もうとにかく全て駄目だというような結果になってしまっているの、非常に残念に思っております。2行目の、「相違す

ることから、原則として」というところの「原則として」というのを、どうしても日本弁理士会としては求めたのですが、それも認められなかったということで非常に残念に思っております。

地域団体商標の担い手というのは、本当に日本の地方にある緩やかに結合した団体の方たちが多く、その辺の細かい事情というか、そういったものを審査においては十分勘案していただきたいと思っております。これまでの地域団体商標制度の審査において、5年半ぐらいかかったケースが過去ございまして、その間に非常に地域団体商標の担い手たちが疲弊してしまったということもありますので、この辺については是非今後も御勘案いただきたいと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは審査基準をつくる上でも大分御検討になったところですね。何か審査基準室長から御発言がありますか。

○木村商標審査基準室長 ここは現在の実務、あるいは現在の登録例を踏まえて、地域団体商標としてしっかり管理していくという上では、平仮名と片仮名の違いは大きいものがあると考えておまして、今のこの記載になっております。委員御指摘の地域の実情によっては、例えば広告的に使用する場合にいろいろなやり方があって、片仮名、平仮名が同一のものとして扱っているような事実もあると。おそらくそういう御指摘だと思うのですが、我々も基準上はこの制度を導入した趣旨、経緯を踏まえると、そういったものはきちんとブランドとして管理しているものについて認めていくのですという整理をしてこの制度を入れていますので、ここの記載は根幹にかかわるところもございまして、現状では今のままの記載にさせていただきたいと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。審査の時間等の面では努力していただくとして、その分担い手の方にもブランド管理はしていただきたいということですね。

○本多委員 今回の審査基準策定に当たりましては、改訂に改訂を重ねてくださりまして策定いただきましたこと、本当に心より感謝申し上げます。また引き続き審査基準について御検討いただけるということでございまして、今まで審査基準を使ってみまして、使いにくい点、実際の審査、審判の実例と合っていないような状況もございまして、今後さらなる御改訂、御検討をお願い申し上げます。以上です。

○小塚座長 ありがとうございました。

○田中委員 私からは特に申し上げるべきコメントはもうございませぬ。これで結構だと

思います。

○小塚座長 大体ひとわり先生方から御発言がございましたが、特に追加して御発言がありますでしょうか。

○加藤委員 それでは76ページの商標法第4条第1項第18号のところですが、この商標法第4条第1項第18号に、美的機能性の論点をお出ししたのは日本弁理士会でございます。ただ、日本弁理士会内部でも真っ二つにこの点については意見が分かれておりまして、この美的機能性についてどうやって考えていけばいいのかという、商標法第3条第1項第3号のほうの機能性の問題として捉えて、商標法第3条第2項の壁を乗り越えたものには登録を与えるべきなのか、それとも商標法第3条第2項を乗り越えてきても、なおアメリカ法におけるノンレピュテーション・リレイテッド・ディス・アドバンテージという、日本語にすることがとても不可能なこれをほかの人に与えて自由競争を不当に阻害することになるのではないかというものについて、これを最後のとりでとして4条1項18号を設けるべきだという意見もございまして、この辺については私どもも続けて議論させていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小塚座長 わかりました。これは御意見の経緯の御説明ということで承ってよろしいですね。ありがとうございました。

今御発言をお伺いした限りでは、本日の資料1にある審査基準改訂案につきまして、先ほど池田先生から御指摘ありました誤字脱字のたぐいは、1か所御指摘がありましたのと、そのほかにもあるかもしれないという確認は必要ですが、内容に係る修正修文等の御提案はなかったという理解でよろしいでしょうか。

それでは本ワーキンググループとしては、誤字脱字の確認ということを中心として、この改訂案をお認めいただいたというふうに理解いたします。御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、本日の議題1につきましては以上とさせていただきますと思います。

### 3. 閉 会

そうしますと今後の当ワーキンググループのミッションも含めまして商標課長から皆さんに御挨拶があるということですので、よろしく願いいたします。



○青木商標課長 本日は大変御熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。先ほど小塚座長からも御指摘いただきましたように、字句の修正をもう一度事務局で見直しまして、きちんとした形で関係省令の公布とあわせて公表させていただきます。

今日は残念ながら諸岡審査業務部長が所用で会議は欠席でございますので、僭越ですが、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。この審査基準ワーキングは昨年の4月24日に第1回が開催されてございますけれども、そこから今回まで、正味ちょうど10か月の間で、10回のワーキングを開催させていただきました。ということは月に1回のペースで委員の皆様には御審議に加わっていただいたということでございます。小塚座長を初め委員の皆様には、この間大変熱心に議論に参加いただき、まことにありがとうございます。皆様のご熱意と献身的な御参加のおかげをもちまして、大変充実した議論がなされたと考えております。また、団体から代表としておいでいただいた委員の皆様には、関係団体へのフィードバックや団体内での意見の調整についても大変御尽力いただいたということで、あわせて感謝申し上げます。

先ほど御指摘、御質問がありましたように、この審査基準にはいろいろ作法の問題もございますけれども、まずは新商標について、及び地域団体商標について成案がなりました。新商標につきましても、世界の中で導入が大分遅れてしまったということでございますが、これは、私は産構審の別の委員会でも既に話したのですが、新商標の審査基準については、世界最先端を日本が整備できたと自負してございます。これは皆様のご御尽力のおかげでございますが、世界で一番詳しく、かつ明確に具体的に基準を示していただいたというふうに自負しております。

今後は、この審査基準に基づきまして、更に詳細を事務局、特許庁商標課のほうで詰めて、4月1日からの施行に向けて遺漏のないように審査の体制を整えていくとともに、国民の皆様にご周知を図っていきたくと考えてございます。引き続き皆様には、新商標、地域団体商標の審査の状況を見守っていただきますようお願い申し上げます。

それから、先ほど加藤委員からも御質問がありました今後でございますけれども、今後は、まずは新商標の無事の施行といたしますか、出願受付、審査の開始をしっかりとやっていきたいと考えてございますが、一方で審査基準の改訂につきましては各界からいろいろ御要望がございますし、全体的な文章の見直しの必要もあろうかと認識しております。これは当初このワーキングを開催したときから事務局からも御説明したところでありますが、

4月以降、具体的な検討をお願いしたい内容、それからスケジュールにつきましては、また小塚座長と御相談の上、皆様にその予定を御報告したいと考えてございます。

以上、私の御挨拶と御説明でございますけれども、本当に皆様には10か月間お世話になりました、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく御指導、御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

○小塚座長 どうもありがとうございました。

本日の審議は以上です。私も座長として委員の皆さんの審議に対する熱心な御参加に対して、厚く御礼申し上げたいと思います。それから、この審査基準を夜遅くまで作業して整備された事務局の皆様にも、これはむしろ委員の皆さんを代表して私からお礼を申し上げたいと存じます。本当にお疲れさまでした。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループ第10回会合を閉会とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上